



金 沢 市 公 報

第 2 6 8 0 号

平成23年(2011年)1月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	3
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退等について (")	4

障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について(2件) (")	4
平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について (市営住宅課)	4
公 告	
予防接種を行うことについて(2件) (健康総務課)	5
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	7
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
農業委員会告示	
平成23年第1回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	7

告 示

●金沢市告示第7号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 - 金沢市営片町広場自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
自転車 99台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成22年12月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成23年1月21日から同年4月20日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第8号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	16台	4台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	3台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	1台	
片町地区自転車等放置禁止区域	1台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	5台	
小坂町地内	3台	
松村5丁目地内	5台	
西念4丁目地内	1台	
泉3丁目地内	1台	
高尾台2丁目地内	1台	
西金沢3丁目地内	9台	
千木町地内	1台	
涌波1丁目地内	2台	
新保本5丁目地内	1台	
千日町地内	1台	
窪6丁目地内	9台	
額新保1丁目地内	1台	
寺町1丁目地内	1台	
菊川1丁目地内	4台	
二口町地内	1台	
入江3丁目地内	1台	

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成22年12月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
(1) 期間
平成23年1月21日から同年7月20日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
二俣町会	代表者の氏名及び住所	寺山 建夫 金沢市二俣町い28番地	寺井 孝好 金沢市二俣町こ3番地	平成23年1月1日

●金沢市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
金沢ホームケアクリニック	金沢市大友1丁目102番地	平成22年11月1日
なんぶ歯科クリニック	金沢市駅西新町3丁目1番31号	平成22年11月1日
たけはら皮ふ科医院	金沢市若宮2丁目6番地	平成22年12月1日
中森全快堂若宮薬局	金沢市若宮2丁目13番地	平成22年12月1日

●金沢市告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
金沢ホームケアクリニック	金沢市鞍月3丁目127番地	平成22年10月31日
城南歯科医院	金沢市泉野町6丁目1番17号	平成22年11月30日

●金沢市告示第12号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	林 寛之	平成22年12月28日

金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	前田 亨	平成22年12月28日
医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	整形外科	小峰 伸彦	平成22年12月28日
医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	耳鼻咽喉科	山本 純平	平成22年12月28日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	外科	川口 雅彦	平成22年12月28日
独立行政法人 国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	外科	森田 晃彦	平成22年12月28日

●金沢市告示第13号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定による身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出及び同項の指定を受けた医師が死亡した旨の届出があったので、次のとおり告示します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	堀本 孝士	平成22年10月1日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	松田 英三	平成22年10月1日
独立行政法人 国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	森本日出雄	平成22年5月18日

●金沢市告示第14号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名称	所在地	開設者	指定年月日
キリン堂長坂薬局	金沢市長坂2丁目1番42号	株式会社 キリン堂 代表取締役 寺西 忠幸	平成23年1月1日
中森全快堂若宮薬局	金沢市若宮2丁目13番地	株式会社 中森全快堂 代表取締役 中森 慶滋	平成23年1月1日

●金沢市告示第15号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名称	所在地	開設者	担当すべき医療の種類	指定年月日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	日本赤十字社石川県支部 支部長 谷本 正憲	心臓脈管外科に関する医療	平成23年1月1日

●金沢市告示第16号

平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から適用します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表緑住宅の項を次のように改める。

緑住宅	12戸	0.80
	26戸	0.82
	24戸	0.83
	1,033戸	0.87
	32戸	0.89
	20戸	0.90
	195戸	0.91

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成23年1月21日から 平成23年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻しん風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・百日せき・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者		
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		

風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	
風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
濱田 誠人	はまだクリニック	金沢市三池町12街区3番	麻しん風しん第1・2・3・4期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 65歳以上の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定するもの

3 予防接種を行う期間

平成23年1月21日から同年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
坪川 俊成	鈴木レディスホスピタル	金沢市寺町2丁目8番36号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
18	株式会社 金沢環境サービス公社	金沢市御影町23番10号	平成22年12月22日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成23年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市西泉1丁目29番1及び29番3から29番7まで	金沢市駅西新町3丁目1番35号 中村住宅開発 株式会社 代表取締役 中村久雄	道路 金沢市西泉1丁目29番4及び29番7

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成23年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成23年1月26日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 平成23年事業計画（案）について
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

正 誤

平成20年6月12日付け金沢市公報号外第20号

頁	箇 所	誤	正
2	上から7行目	収支報告書が	収支報告書等が

平成23年(2011年)1月21日 印刷
平成23年(2011年)1月21日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄